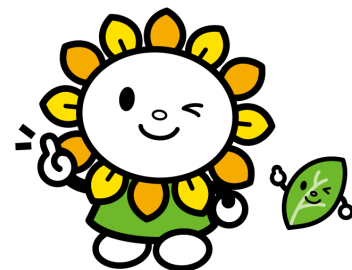


ならし保育に関して



1 ならし保育とは

新たに保育所等へ入所する児童について、短い保育時間から始めることで児童の負担を和らげ、徐々に新しい生活に慣れていただくための期間です。

2 対象者

保護者の就労、就学予定及び育児・産後休業明け等により入所する児童

3 期間

就労、就学予定の方や、育児休業明け等の方の場合、就労、就学（復帰）日のおおむね1週間前（最長2週間前）から行うことができます。

なお、4月1日入所の場合は年度をまたいでしまうため、ならし保育の利用はできません。

【例】令和8年6月22日が育児休業復帰日となる場合

▽ ならし保育を1週間希望する方

令和8年6月15日から入所

▽ ならし保育を希望されない方

育児休業復帰日の令和8年6月22日から入所

※ 土曜日は原則ならし保育の利用はできません。また、行事等と重なる場合もご希望に添えないこともあります。

※ 年度当初の希望保育期間（令和8年4月1日から入園式までの間）及びお盆の夏季家庭保育期間は希望保育期間のため、当該期間以降にならし保育の利用をお願いします。希望保育期間にならし保育を希望される方は、事前にご相談ください。

※ 就労等復帰（開始）日を変更されると、ならし保育開始日も変更となる場合があります。申込み後に復帰（開始）日を変更した場合は、必ず保育課までご連絡ください。

4 注意事項

(1) ならし保育開始日が入所日となるため、ならし保育期間中も保育料が発生します。

(2) ならし保育中の保育時間は児童によって個人差がありますので、入所した保育所等で相談し、決めてください。

(3) ならし保育を希望される方は、入所申込時にならし保育期間を含んだ入所日を記入してください。



【 問い合わせ先 】

尾張旭市こども子育て部保育課庶務係
0561-76-8147（直通）